

平成20年第2回定例会

平成20年11月20日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

議事日程

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 管理者発言

第 4 報告第 1号 資金不足比率の報告について

第 5 議案第 9号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

第 6 議案第10号 多野藤岡医療事務市町村組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第 7 議案第11号 平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第1号)について

第 8 議案第12号 平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について

第 9 議案第13号 平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	松村晋之君	2番	渡辺徳治君
3番	堀口昌宏君	4番	阿野行男君
5番	湯井廣志君	6番	片山喜博君
7番	佐藤淳君	8番	反町清君
9番	青柳正敏君	10番	針谷賢一君
11番	久保信夫君	12番	黒沢功君
13番	大野富士子君	14番	堀越義晴君
15番	宮前俊秀君	16番	小須田一美君
17番	若林秀昭君	18番	江原洋一君
19番	山崎恒彦君		

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者	齋藤軍雄君
監査委員	小手澤治君	病院長	鈴木忠君
副院長	石崎政利君	外来センター長	田村勝君
介護老人保健施設長	田中壯侖君	経営管理部長	坂本和彦君
看護部長	五十嵐克子君	薬剤部長	田村昌行君
参事	吉田賢治君	外来センター統括	内田雅之君
しらさぎ管理課長	新井克行君	総務課長	島崎泰君
用度施設課長	黒澤美尚君	医事情報課長	松田裕一君
情報管理担当課長	小野里昇君		

開会のあいさつ

議長（青柳正敏君） 皆様、こんにちは。本日、平成20年第2回多野藤岡医療事務
市町村組合議会定例会が召集されましたところ、議員各位におかれましては、
時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを、心
から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、報告1件と平成19年度病院事業
会計決算認定他4案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会として
の意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす
所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し
上げまして、まことに簡単でございますが、開会のあいさつといたします。議
事日程につきましては、皆様のお手元に配布してありますので、よろしくお願
いいたします。

開会及び開議

午後1時30分開会

議長（青柳正敏君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。た
だ今から、平成20年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会い
たします。

第1 会期の決定

議長（青柳正敏君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定い
たしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（青柳正敏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員
は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。4番、阿
野行男君、16番、小須田一美君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（青柳正敏君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 本日ここに平成20年第2回組合議会定例会を招集いたしまし

たところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらず、ご出席をたまり感謝申し上げます。

現在の自治体病院を取り巻く環境は、勤務医不足をはじめとした多くの問題を抱え、大変厳しい状況にあります。

しかし、この地における当院の果たすべき役割や住民の期待を考えれば、今後も良質で高度な医療を継続的に提供していかなければならないと考えております。

このことを踏まえ、現在の最重要課題であります医師確保に努め、また、より一層の経営効率化の推進と経費節減に取り組み、今後も地域住民の期待に応える医療の提供を果たすために努力しております。

議員各位には深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の案件は、報告1件と組合各事業の平成19年度決算等の5議案の審議及び決定をお願いするものであります。

いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

第4 報告第1号

議長（青柳正敏君） 日程第4、報告第1号、資金不足率の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 報告第1号、資金不足比率の報告につきまして、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第22条第1項の規定により、去る8月26日、小手澤、湯井 両監査委員の審査をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

まずは、病院事業会計の資金不足比率であります。流動資産が38億457万4千円、流動負債が7億3,648万5千円、差し引き剰余額が30億6,808万9千円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

次に、介護老人保健施設事業会計であります。流動資産が1億8,578万6千円、流動負債が995万4千円、差し引き剰余額1億7,583万2千円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

今後も資金不足額が生じないよう健全な運営を目指し、努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（青柳正敏君） 資金不足比率審査意見の報告を求めます。監査委員。

監査委員（小手澤治君） 平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、審査の結果を、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月26日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成19年度 資金不足比率につきまして、審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、

両事業ともに資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、まことに簡単ではございますが、審査の報告とさせていただきます。

議員（青柳正敏君） 審査報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。以上で報告第1号について報告を終わります。

第5 議案第9号

議長（青柳正敏君） 日程第5、議案第9号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議案といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第9号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、当組合が加入しております群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼に基づくものであります。

内容につきましては、平成21年5月5日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富士見村が廃され、その区域が同組合の組織団体である前橋市に編入されるため改めるものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第9号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

第6 議案第10号

議長（青柳正敏君） 日程第6、議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本件は、平成20年6月18日、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が公布され、9月1日から施行されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

内容といたしましては、「報酬」を「議員報酬」に改めるものであります。

施行期日であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行日にあわせるものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

第7 議案第12号

議長(青柳正敏君) 日程第7、議案第11号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第一号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第11号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算 第1号についてご説明を申し上げます。

今回の補正では、企業債の繰上償還に伴います企業債の借入額や元金の償還額の増額等をお願いするものです。

第2条の収益的収入及び支出におきましては、企業債償還利息額の確定に伴います支払利息の減額と他会計負担金の減額であります。

第3条の資本的収入及び支出におきましては、公的資金の繰上償還に伴います他会計負担金と借換債、償還金の増額を計上させていただきました。

第4条では、起債の限度額の変更と繰上償還借換債を計上させていただきました。

尚、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(青柳正敏君) 経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 詳細について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第2条で示しておりますとおり、第1款 病院事業収益で 1,365万1千円の減額、病院事業費用で 715万6千円の減額補正をお願いするものであります。

内容としまして、費用で19年度借入企業債の利率の確定に伴います償還利息の減額とその利息に対する他会計負担金の減額をするものです。

第3条 資本的収入及び支出ですが、公的資金の繰上償還を計上させていただきました。

資本的収入の第1項で一括償還に対する他会計負担金として 1,820万

8千円の増額、第2項の企業債で、繰上償還の借換債等で9億5,000万円の増額、支出では、第1項 建設改良費で1,066万7千円の減額、第2項の企業債償還金で繰上償還を含め9億8,927万7千円の増額補正をお願いしますのであります。

次に、第4条ですが、起債の限度額の変更と繰上償還に係る借換債9億5,700万円を計上させていただきました。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第11号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第一号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

第8 議案第12号

議長（青柳正敏君） 日程第8、議案第12号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第12号、平成19年度 多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、ご説明を申し上げます。

臨床研修医制度が開始されて以来、全国的に自治体病院の医師が不足している状態が続いており、当院におきましても、医師の減少が見られ依然として厳しい状況にあります。

地域への安定した良質な医療を提供するためには、医師の確保が重要であり、医師の働きやすい職場環境の整備や大学病院への積極的な働きかけ、地域医療

機関との一層の連携が必要となっております。

今後も、収入の確保や経費の節減等に努め、運営基盤を強化していきたいと考えております。

それでは、決算の大綱を説明させていただきます。

平成19年度は、公立藤岡総合病院で、5億5,818万円の純損失、附属外来センターで、2,079万円の純損失、訪問看護で、1,844万円の純利益が生じております。

平成19年度は、3施設合計で、5億6,053万円の純損失が生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの繰越欠損金、訪問看護の繰越利益剰余金の合計で、22億8,583万円の未処理欠損金を、平成20年度へ繰り越しました。

また、訪問看護については、未処分利益剰余金のうち、92万3千円を減債積立金として、剰余金処分計算書(案)を上程させていただきました。

平成19年度も、経営環境の厳しい状態ではありますが、引き続き関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月26日、小手澤、湯井 両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配布いたしました意見書をいただいたわけでございます。

大変ご苦勞いただきましたことを感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、宜しくお願い申し上げます。

議長(青柳正敏君) 経営管理部長。

事務局長(坂本和彦君) それでは、詳細について公立藤岡総合病院から説明いたします。

患者状況ですが、入院患者数では、年間12万1,597人一日平均332人です。外来患者数につきましては、年間3万5,464人で診療日数366日での一日平均は97人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は、68億8,986万5,852円です。その主なものは、医業収益で、65億8,737万7,033円です。このうち、入院収益は、56億6,716万1,439円、外来収益では、6億6,653万7,454円です。その他医業収益では、2億5,367万8,140円で、このうち救急他会計負担金は7,656万9千円です。医業外収益は、2億9,122万7,245円で、その主なものは、企業債利子などの他会計負担金として、2億1,713万8千円、国県補助金 2,979万3,321円です。特別利益は、土地の売却益で1,126万1,574円です。

次に、支出の税抜き決算額は、74億4,804万5,644円です。

このうち医業費用では、71億714万3,510円であります。主な内訳としまして、給与費41億3,252万4,506円、材料費18億1,672万7,710円、経費8億4,281万4,301円、減価償却費2億7,681万3,559円であります。医業外費用は、3億3,728万8,351円で、その主なものは、企業債と一時借入金の支払利息で1億6,373万4,270円、消費税の費用化による雑支出が1億4,633万9,371円であります。特別損失では、過年度損益修正損として、361万3,783円を計上したものであります。医業収支比率では、92.7%、総収支比率は、92.5%で、5億5,817万9,792円の純損失を生じました。

続きまして、附属外来センターの詳細について申し上げます。患者状況ですが、外来患者数は、年間20万1,811人、診療日数は294日で、一日平均686人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は、21億9,265万4,439円であります。その主なものは、医業収益で、20億7,039万7,645円あります。このうち、外来収益は、18億6,578万3,655円で、医業収益の90.1%を占めております。その他医業収益は、2億461万3,990円で、主なものは公衆衛生活動、医療相談等健診関係であります。医業外収益では、1億2,225万6,794円で、その主なものは、企業債利子の他会計負担金として7,781万2千円あります。

次に、支出の税抜き決算額は、22億1,344万4,494円あります。このうち医業費用で、20億4,247万245円あります。その主な内訳としまして、給与費6億9,776万3,744円、材料費5億161万6,922円、経費5億2,218万1,869円、減価償却費3億1,661万2,727円あります。医業外費用は、1億7,097万4,249円で、内訳としまして、企業債支払利息が1億2,097万2,304円、消費税の費用化による雑支出が5,000万1,945円あります。医業収支比率は、101.4%、総収支比率は、99.1%で2,079万555円の純損失を生じました。

続きまして、訪問看護の詳細について申し上げます。

利用者状況ですが、年間6,927人、訪問日数244日で、一日平均28人でした。収益的収入及び支出で、税抜き収入決算額は、5,764万5,857円あります。その主なものは、療養収益、利用料等の事業収益で、5,747万1,575円あります。事業外収益は、受取利息等で17万4,282円あります。

次に、支出の税抜き決算額は、3,920万5,547円で、このうち事業費用が、3,901万9,900円あります。その主な内訳としまして、給

与費3,470万3,038円、材料費11万5,342円、経費412万4,863円、減価償却費3万1,512円であります。事業外費用としまして、18万5,647円で、消費税の費用化によるものであります。

この結果、訪問看護は、純利益 1,844万 310円を計上いたしました。

3施設合計で、5億6,052万9,537円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの繰越欠損金23億5,496万5,681円、訪問看護の繰越利益剰余金6,913万1,347円、差し引き22億8,583万4,334円を欠損金として、20年度へ繰越すものであります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。税込み収入決算額は、第1款 公立藤岡総合病院資本的収入では、8億4,191万6,636円であります。内訳としましては、第1項の企業債元金の償還に対する他会計負担金で1億9,028万4千円、第2項企業債で繰上償還の借換分を含め 6億4,860万円、第3項固定資産売却代金で 303万2,636円であります。

第2款附属外来センター資本的収入は、1億2,723万円であります。第1項償還元金に対する他会計負担金で1億1,956万5千円、第2項国県補助金で766万5千円であります。これに対して資本的支出の税込み決算額は、第1款公立藤岡総合病院資本的支出が12億6,457万9,134円で内訳としまして、第1項建設改良費で、器械器具購入費の4億778万9,300円、第2項繰上償還を含めた企業債償還金で5億5,678万9,834円、第3項市町村から借入れた長期借入金の返済で3億円あります。

第2款附属外来センター資本的支出では、2億 121万3,022円でその内訳としまして、第1項企業債償還金で1億8,588万3,022円、第2項建設改良費で、器械器具購入費の1,533万円あります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額4億9,664万5,520円は、過年度分損益勘定留保資金4億9,570万4,925円、当年度分消費税資本的収支調整額94万 595円を充てて収支の均衡を図りました。

続きまして、剰余金処分計算書案につきまして申し上げます。これは地方公営企業法第32条第1項に規定する剰余金の処分で、訪問看護につきまして平成19年度の純利益1,844万310円のうち、92万3千円を減債積立金として積み立て、6,820万8,347円を翌年度へ繰り越すものです。

以上、詳細についての説明を終わらせていただきます。

慎重、ご審議いただきましてご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（青柳正敏君）

決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員（小手澤治君） 平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算について、審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月26日、地方公営企業法第30条の第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された、平成19年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

平成19年度病院事業決算では、公立藤岡総合病院と附属外来センターは損失となっており、依然として厳しい状況ではあります。資金面においては年度当初を維持しております。

今後の病院事業は、医師や看護師を確保することで経営の改善を目指すと共に、より一層の費用の削減を図りつつ、地域医師会と協力して安定した医療の提供を期待するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、決算審査の概要についての報告とさせていただきます。よろしく、お願いいたします。

議長（青柳正敏君） 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第12号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

第9 議案第13号

議長（青柳正敏君） 日程第9、議案第13号、平成19年度多野藤岡医療事務市町

村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第13号平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、ご説明を申し上げます。

高齢化社会を迎え、介護保険法は今後の高齢化社会に対応する社会保障システムとして、現在多くの人に利用され今後も利用者は益々増えていきます。また、利用者ニーズの多様化を踏まえ、介護予防サービス・地域密着型サービス等の介護サービスの種類も多様化されてきました。

しらさぎの里は、平成9年7月開設以来11年を経過し、藤岡地域の中核的な介護老人保健施設として運営しています。しかし、食費・居住費の自費化の導入と介護報酬の引き下げの影響で、非常に厳しい経営状況になっています。今後、良質な介護サービスを効率的に提供していくためには、しらさぎの里が地域にとってどのようにあるべきか、運営形態も含め検討していきたいと思っております。

それでは、概要について説明申し上げます。第1款施設運営事業収益です。予算額は4億4,953万8千円に対しまして、決算額は4億5,467万7,599円で、予算額に対しまして513万9,599円の増益となっております。これに対する費用ですが、第1款施設運営事業費用、予算額6億3,103万7千円に対しまして、決算額6億1,434万7,641円となり、予算額に対し1,668万9,359円の不用額となりました。なお、本決算につきまして、去る8月26日、小手澤、湯井両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配布いたしました意見書をいただいたわけでございます。

大変ご苦勞をいただきましたことを感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。なお、詳細につきましては、管理課長より説明させますので、宜しく願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（新井克行君） 引き続き、内容の説明をいたします。まず、利用者の状況についてですが、介護老人保健施設事業において、入所者数は26,939人で、1日平均73.6人、短期入所者数は457人で、1日平均1.2人、通所利用者数は、延べ9,491人で、1日平均37.8人でありました。利用者の平均介護度につきましては、入所者、年平均3.3、短期入所者2.5、通所者2.6でありました。第3条収益的収入及び支出については、第1款施設運営事業収益の決算額は、4億5,467万7,599円で特別利益778万4,761円（利用料未収金残高修正分）を除くと4億4,689万2,838円となり、前年対比725万3,767円の増収で、前年比率

は、101.6%となりました。

次に、第1款 施設運営事業費用においては、6億1,434万7,641円で、特別損失1億4,705万3,509円(建物附属設備減価償却修正分)を除くと4億6,729万4,132円となり、前年対比495万4,872円の費用減で、前年比率は99.0%となりました。その結果、1億5,967万42円の当年度純損失を生じました。

なお、細部については、科目別明細で示しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、詳細についての説明を終わらせていただきます。

慎重、ご審議いただきましてご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

監査委員(小手澤治君) 平成19年度 多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算について、審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月26日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された、平成19年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に、証憑書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。以下内容につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりであり、また、利用状況及び決算額は、提案理由説明の数値と同様で、重複いたしますので省略させていただきます、ご了解を賜りたいと存じます。

当介護老人保健施設「しらさぎの里」は、平成9年7月に開設し、11年が経過し地域の中核的な介護保険施設として期待され、多くの人に利用されています。

しらさぎの里は地域にとって必要な介護老人保健施設であります。近年の利用者負担の引き上げ、介護報酬の引き下げ、介護サービスの多様化など介護老人保健施設を取り巻く経営環境は非常に厳しい時代を迎えました。

このような環境下で、組合事業として、今後も運営を続けることが出来るのか運営形態を含めて検討されたい。

以上、簡単ですが、審査の概要報告とさせていただきます。

議長(青柳正敏君) 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第13号、平成19年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

議長（青柳正敏君） この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者あいさつ

管理者（新井利明君） 平成20年第2回組合議会定例会閉会にあたり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり、慎重審議の上ご決定いただきまして、心より感謝申し上げます。

今後も病院の健全経営、また地域連携の充実をはかりつつ、地域から信頼される病院づくりに、より一層の努力をまいりますので、ご支援をたまわりたいと存じます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、これから年末年始を向かえ、お忙しいことと存じますが、お体をご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

閉会

議長（青柳正敏君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部

終了いたしました。これにて、平成20年第2回多野藤岡医療事務市町村組合
議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後2時12分閉会

会議規則第77条の規程により下記に署名する。

議 長 青 柳 正 敏

署名議員 阿 野 行 男

署名議員 小 須 田 一 美